### <診断基準>

IgG4 関連疾患の診断は基本的には、包括診断基準によるものとするが、以下の②~のそれぞれの臓器別診断基準により診断されたものも含めることとする。

①<IgG4関連疾患包括診断基準>

以下の確定診断群、準確診群を対象とする。

- 1. 臨床的に単一または複数臓器に特徴的なびまん性あるいは限局性腫大、腫瘤、結節、肥厚性病変を認める。
- 2. 血液学的に高IgG4血症 (135 mg/dl以上) を認める。
- 3. 病理組織学的に以下の2つを認める。
  - ①組織所見:著明なリンパ球、形質細胞の浸潤と線維化を認める。
  - ②IgG4陽性形質細胞浸潤:IgG4/IgG陽性細胞比40%以上、かつIgG4陽性形質細胞が10/HPFを超える。

上記のうち、1)、2)、3) を満たすものを確定診断群 (definite)、1)、3) を満たすものを準確診群 (probable)、1)、2) のみをみたすものを疑診群 (possible) とする.

ただし、できる限り組織診断を加えて、各臓器の悪性腫瘍(癌、悪性リンパ腫など)や類似疾患(シェーグレン症候群、原発性/二次性硬化性胆管炎、キャッスルマン病、二次性後腹膜線維症、多発血管炎性肉芽腫症、サルコイドーシス、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症など)と鑑別することが重要である。

また、比較的生検困難な臓器病変(膵、胆道系、中枢神経、後腹膜、血管病変など)で、充分な組織が採取できず、本基準を用いて臨床的に診断困難であっても各臓器病変の診断基準を満たす場合には診断する。

②<自己免疫性膵炎の診断基準>

以下の確診、準確診、疑診例を対象とする。

#### 【診断基準】

A. 診断項目

- I. 膵腫大:
  - a. びまん性腫大(diffuse)
  - b. 限局性腫大(segmental/focal)
- II. 主膵管の不整狭細像:ERP
- III. 血清学的所見

高 IgG4 血症(135mg/dl 以上)

- IV. 病理所見:以下の①~④の所見のうち、、
  - a. 3 つ以上を認める。
  - b. 2 つを認める。

- (1)高度のリンパ球、形質細胞の浸潤と、線維化
- ②強拡1視野当たり10 個を超えるIgG4 陽性形質細胞浸潤
- ③花筵状線維化(storiform fibrosis)
- ④閉塞性静脈炎(obliterative phlebitis)
- V. 膵外病変:硬化性胆管炎、、硬化性涙腺炎•唾液腺炎、、後腹膜線維症
  - a. 臨床的病変

臨床所見および画像所見において、、膵外胆管の硬化性胆管炎、、硬化性涙腺炎・唾液腺炎(Mikulicz病)あるいは

後腹膜線維症と診断できる。

b. 病理学的病変

硬化性胆管炎、、硬化性涙腺炎・唾液腺炎、、後腹膜線維症の特徴的な病理所見を認める。

#### <オプション>ステロイド治療の効果

専門施設においては、膵癌や胆管癌を除外後に、ステロイドによる治療効果を診断項目に含むこともできる。 悪性疾患の鑑別が難しい場合は超音波内視鏡下穿刺吸引(EUS—FNA)細胞診まで行っておくことが望ましい が、病理学的な悪性腫瘍の除外診断なく、ステロイド投与による安易な治療的診断は避けるべきである。

- B. 診 断(「+」は「かつ」、「/」は「または」の意味)
  - I. 確診
    - ①びまん型

 $Ia + \langle III/IVb/V(a/b) \rangle$ 

②限局型

Ib+II+<III/IVb/V(a/b)>の2つ以上

または

Ib+II+<III/IVb/V(a/b)>+オプション

③病理組織学的確診

ΙVa

自己免疫性膵炎を示唆する限局性膵腫大を呈する例で ERP 像が得られなかった場合、EUS—FNA で膵癌が除外され、III/IVb/V(a/b)の1つ以上を満たせば、疑診とする. さらに、オプション所見が追加されれば準確診とする.

疑診\*:わが国では極めてまれな2型の可能性もある.

③<IgG4 関連硬化性胆管炎の診断基準>

確診、準確診例を対象とする。

### 【臨床診断基準】

# A. 診断項目

- 1. 胆道画像検査にて肝内・肝外胆管にびまん性、あるいは限局性の特徴的な狭窄像と壁肥厚を伴う硬化性病変を認める.
- 2. 血液学的に高 IgG4 血症(135mg/dl 以上)を認める.
- 3. 自己免疫性膵炎、IgG4 関連涙腺・唾液腺炎、IgG4 関連後腹膜線維症のいずれかの合併を認める.
- 4. 胆管壁に以下の病理組織学的所見を認める.
  - ①高度なリンパ球、形質細胞の浸潤と線維化
  - ②強拡 1 視野あたり 10 個を超える IgG4 陽性形質細胞浸潤
  - ③花筵状線維化(storiform fibrosis)
  - 4)閉塞性静脈炎(obliterative phlebitis)

# オプション:ステロイド治療の効果

胆管生検や超音波内視鏡下穿刺吸引法(Endoscopic ultrasound-guided fine needle aspiration、EUS-FNA)を含む精密検査のできる専門施設においては、胆管癌や膵癌などの悪性腫瘍を除外後に、ステロイドによる治療効果を診断項目に含むことができる.

### B. 診断

I. 確診:1+3、1+2+4①2、4①2③、4①2④

Ⅱ. 準確診:1+2+オプション

Ⅲ. 疑診:1+2

ただし、胆管癌や膵癌などの悪性疾患、原発性硬化性胆管炎や原因が明らかな二次性硬化性胆管炎を除外することが必要である. 診断基準を満たさないが、臨床的に IgG4 関連硬化性胆管炎が否定できない場合、安易にステロイド治療を行わずに専門施設に紹介することが重要である。

④ < IgG4 関連涙腺・眼窩および唾液腺病変の診断基準 >

#### A. 診断項目

- 1. 涙腺・耳下腺・顎下腺の持続性(3ヵ月以上)、対称性に2ペア以上の腫脹を認める。
- 2. 血液学的に高 IgG4 血症(135mg/dl 以上)を認める。
- 3. 涙腺・唾液腺組織に著明なIgG4陽性形質細胞浸潤(強拡大5視野でIgG4+/IgG+が50%以上)を認める。

# B. 鑑別疾患

シェーグレン症候群、サルコイドーシス、キャッスルマン病、多発血管炎性肉芽腫症、悪性リンパ腫、癌などを除 外する。

### C. 診断

A の 1 と 2 または 1 と 3 を認め、B の鑑別疾患を除外したものを IgG4 関連涙腺・眼窩および唾液腺病変と診断する。

## ⑤ < IgG4 関連腎臓病の診断基準>

Definite、Probable を対象とする。

- 1. 尿所見、腎機能検査に何らかの異常を認め、血液検査にて高 IgG 血症、低補体血症、高 IgE 血症のいずれかを認める。
- 2. 画像上特徴的な異常所見(びまん性腎腫大、腎実質の多発性造影不良域、単発性腎腫瘤(hypovascular)、 腎盂壁肥厚病変)を認める。
- 3. 血液学的に高 IgG4 血症(135mg/dL 以上)を認める。
- 4. 腎臓の病理組織学的に以下の2つの所見を認める。
  - a. 著明なリンパ球、形質細胞の浸潤を認める。ただし、IgG4/IgG陽性細胞比40%以上、またはIgG4 陽性形質細胞が10/HPFを超える。
  - b. 浸潤細胞を取り囲む特徴的な線維化を認める。
- 5. 腎臓以外の臓器の病理組織学的に著明なリンパ球、形質細胞の浸潤を認める。ただし、IgG4/IgG陽性細胞比40%以上、またはIgG4陽性形質細胞が10/HPFを超える。

<診断のカテゴリー>(ただし下の鑑別疾患を鑑別する)

Definite: 1)+3)+4) a, b

2)+3)+4) a, b

2)+3)+5)

Probable 1)+4) a, b

2)+4) a,b

2)+5)

Possible 1)+3)

2)+3)

1)+4) a

2)+4) a

### <鑑別疾患>

- 1. 臨床的な鑑別疾患: 多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、形質細胞腫など
- 2.画像診断上の鑑別疾患:悪性リンパ腫、腎癌(尿路上皮癌など)、腎梗塞、腎盂腎炎、多発血管炎性肉芽腫症、サルコイドーシス、癌の転移など

### <重症度分類>

重症度は基本的に治療開始後に判定し、重症以上を対象とする。

治療開始後6ヶ月で判断する。

重症:ステロイド治療依存性、あるいは抵抗例で6ヶ月間治療後も臓器障害が残る。

〇ステロイド抵抗性

十分量のステロイド治療(初回投与量(0.5-0.6mg/kg))を行っても寛解導入できない場合。

〇ステロイド依存性

十分量のステロイド治療を行い、寛解導入したが、ステロイド減量や中止で再燃し、離脱できない場合。

### 〇臓器障害

当該疾患に罹患している各臓器固有の機能障害が残るもの。

腎臓: CKD 重症度分類で G3b あるいは A3 以上。

胆道:閉塞性黄疸が解除できずステント挿入などが必要、

または重度の肝硬変 Child Pugh B 以上。

膵臓:閉塞性黄疸が解除できずステント挿入などが必要。

または膵石などを伴う重度の膵外分泌機能不全。

呼吸器:PaO2 が 60Torr 以下の低酸素血症が持続する。

後腹膜・血管:尿路の閉塞が持続する、血管破裂。

あるいはその予防のためのステンテイング。

下垂体 ホルモンの補償療法が必要。

# ※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。